

施工管理業務に関する 取組について

施工管理業務に関する説明会

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次

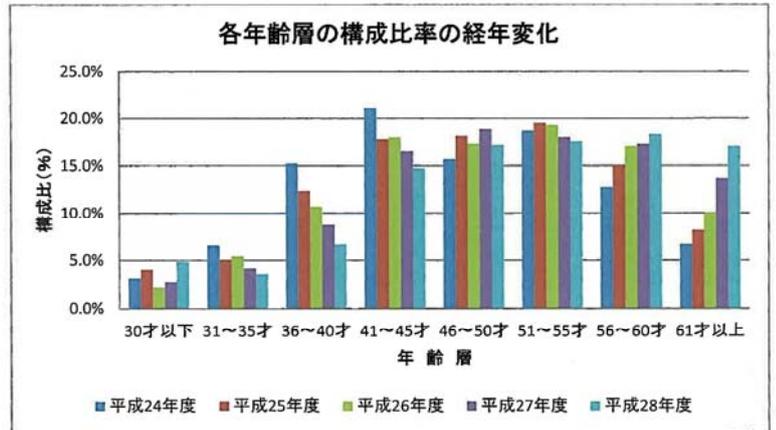
NEXCO

1. 昨今の施工管理業務における状況について
2. 施工管理業務の改善に関する取組みについて
 - (1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等
 - (2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設
 - (3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化
 - (4) 中長期的な業務規模の公表
 - (5) 管理員単価、諸経費率の改訂等
 - (6) 効率的な事業執行の推進

昨今の施工管理業務における状況について



- 建設事業(工事事務所)における施工管理業務のみではなく、特定更新事業等、管理事務所に
おける事業推進に向けて、当社が発注する施工管理業務が近年増加傾向
- 一方、新規発注業務において、管理員の高齢化、新規参入者(若手技術者等)不足等に伴い、
応募者が一切ない不成立が生じている状況
- 今後の円滑な事業進捗に向けて、
受発注者双方にとって魅力ある
施工管理業務とすることが喫緊の課題
- 魅力ある施工管理業務とするべく、
受発注者双方から、課題・改善に向けた
意見等をアンケート(H28.6)により確認
- アンケート結果等を基に、各種施策について
要領等を改訂することで順次対応



出典: H30年度意見交換会 建設コンサルタンツ協会資料



施工管理業務に関する取組みについて



(1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等

(平成29年2月~)

① 実配置に基づいた契約	● 受注者による管理員の配置提案に基づき契約
② 資格要件の拡大	● 管理員 I の資格要件に「土木施工管理技士1級」を追加 (⇒ 管理技術者に求める格は、管理員 I 又は II)
③ 業務経験を緩和	管理員 I 管理員 II として、5年以上かつ管理技術者として3年以上 管理員 II 管理員 III として、3年以上の業務経歴 (平成31年1月~)
④ 経験対象の拡大	● 管理員 II を担当技術者として配置する場合に限り、求める経験に「国 交省の発注者支援業務(積算技術・工事監督支援)」を追加



(2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設

(平成30年6月～)

① 管理員Ⅳの新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 若手技術者等の新規参入の為、管理員を補助する管理員Ⅳ(技術補助員)を新設 ● 公的資格を取得するまでの期間においても、管理員の指導のもと、現場経験を積むことが可能 <p>● 管理員Ⅳ(技術補助員)</p> <p>1) 資格 2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※</p> <p>2) 経歴 建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴</p> <p>※「指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす」を追記 (平成31年1月～)</p>
-----------	---



《参考》(1)①実配置に基づいた契約 イメージ



➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式等を変更

～平成29年2月

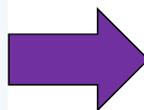
平成29年2月～

《業務実施体制》(様式2-1)

◇「業務実施体制」に記載する予定技術者の配置計画は、管理技術者の他、共通仕様書別表1の「管理員Ⅰ」、「管理員Ⅱ」または「管理員Ⅲ」に該当する担当技術者について、配置予定期間に応じてそれぞれ何名配置するか記載すること。

また、当社の標準配置計画は次のとおりである。

- ・管理技術者 1名(○月～○月)
- ・担当技術者
 - ・管理員Ⅱ: 2名(○月～○月)
 - ・管理員Ⅲ: 1名(○月～○月)



《業務実施体制》(様式2-1)

◇「業務実施体制」に記載する予定技術者の配置計画は、管理技術者の他、共通仕様書別表1の「管理員Ⅰ」、「管理員Ⅱ」または「管理員Ⅲ」に該当する担当技術者について、配置予定期間に応じてそれぞれ何名配置するか記載すること。

また、当社の標準配置計画は次のとおりである。

- ・管理技術者 1名(○月～○月)
- ・担当技術者 3名(○月～○月)



《参考》管理員の格及び資格要件等



格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格、経験または経歴	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a)右欄の格の管理員として b)右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a)管理員Ⅱ b)管理技術者として3年以上※3	a)管理員Ⅲ b)2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

表-1 資格要件

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格要件				
技術士(総合技術監理部門※8)	○	○	○	
技術士(建設部門※9)	○	○	○	
技術士(農業部門※10)	○	○	○	
技術士(森林部門※11)	○	○	○	
技術士補(建設部門)			○	
技術士補(農業部門)			○	
技術士補(森林部門)			○	
RCCM※12	○	○	○	
土木学会(特別上級技術者※13)	○	○	○	
土木学会(上級技術者※14)	○	○	○	
土木学会(1級技術者※15)		○	○	
土木学会(2級技術者)			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●:NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」)、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。

※6:指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす

※7:業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める

(抜粋の為、詳細は資格要件等を確認すること)



施工管理業務に関する取組みについて



(3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化

(平成30年7月～)

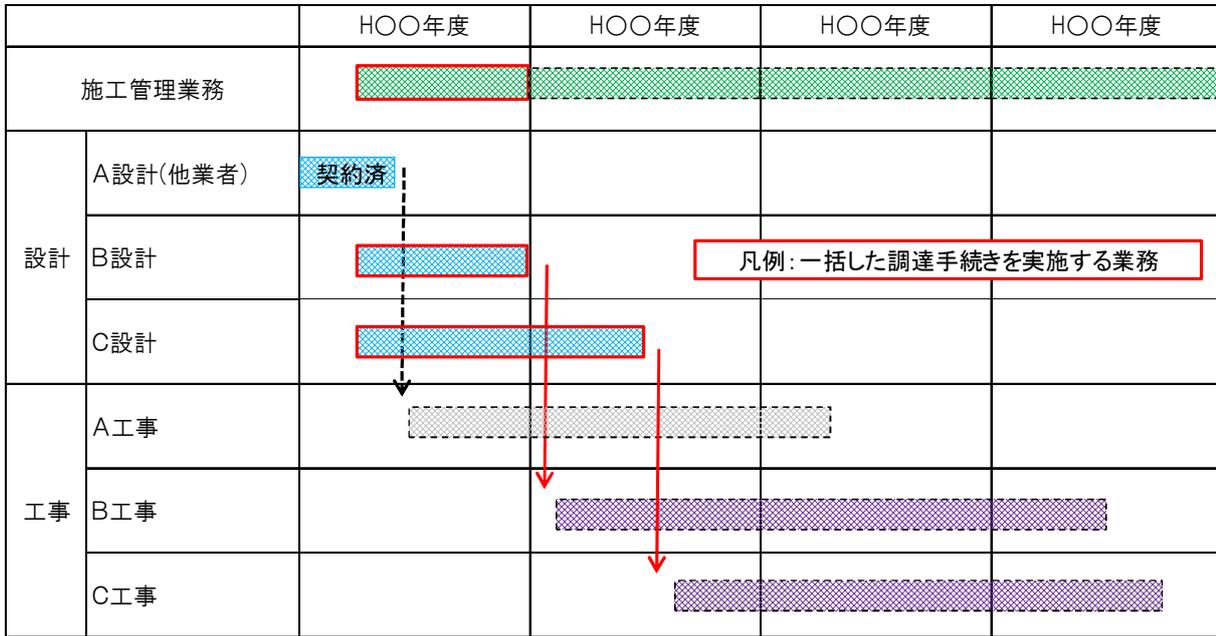
① 設計・施工管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で設計と施工管理業務を一括して調達する取組を実施 ● 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等技術者の経験機会を創出 <p>(平成29年6月～)</p>
② 設計業務調達時の評価項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務(道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計)の調達時(簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式(条件付一般競争入札))の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加



《参考》設計と施工管理業務の一括調達手続きのイメージ



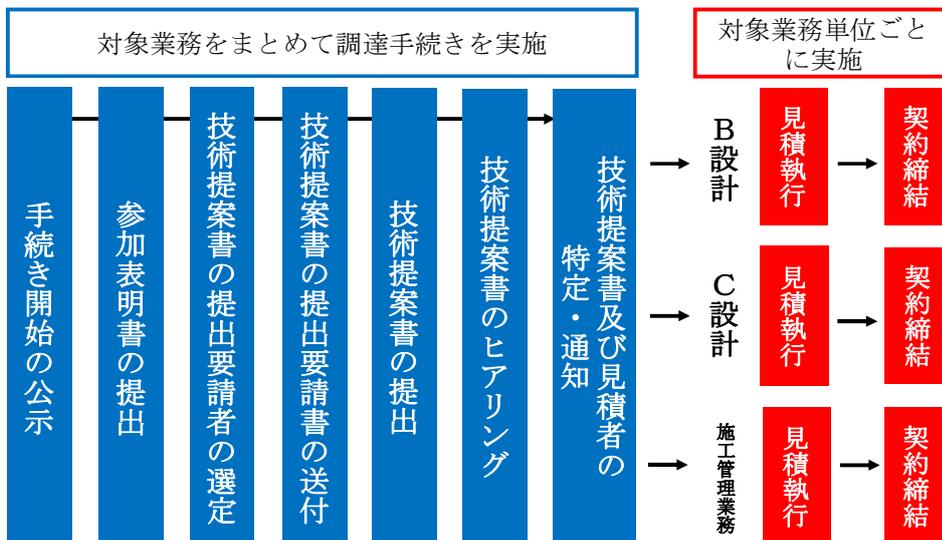
- 特定更新事業等の設計業務と施工管理業務を一括した調達手続きで実施
- 対象とした設計業務による工事の施工管理を実施



《参考》設計と施工管理業務の一括調達手続きのイメージ



- 「設計業務」と「施工管理業務」を一括して調達手続きするものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と「設計業務」及び「施工管理業務」に係る契約を各々締結します



《参考》②設計業務調達時の評価項目の追加 イメージ



土木設計業務^{注1} 調達時の評価項目を追加

注1：道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計

～平成30年7月

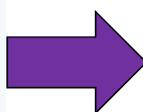
平成30年7月～

(例：簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

(例：簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
	事故及び不誠実な行為		資格停止措置
小計			
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
小計			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
		管理技術力	施工管理業務の実績(注1)
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
事故及び不誠実な行為		資格停止措置	
小計			
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
小計			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		



過去3年度に完了した件数を評価(継続契約業務は1件)

施工管理業務に関する取組みについて



(4) 中長期的な業務規模の公表

(平成30年2月～)

① 見通し公表の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工管理業務は、すべての競争契約案件を公表対象 ● 公表頻度は、2回/年 ⇒ 4回/年 に変更 <p style="text-align: right;">(平成28年2月～)</p>
② 中長期的な業務規模の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 既契約業務、新規発注業務も含め、向こう3ヶ年程度の業務規模を公表 ● 長期的な業務計画を立て易くなることや、新規案件への競争参加に向けた検討が可能



《参考》②中長期的な業務規模の公表 イメージ



- 既契約業務、新規発注業務も含めた中長期的(向こう3ヶ年程度)な施工管理業務の規模感等を示すことにより、競争参加者の参加意欲促進を図る
- 既契約業務については、その後の継続契約の予定も併せて示す
- 新規発注業務の詳細については、HP『入札公告・契約情報検索』を確認

施工管理業務における今後の業務規模について

◆標準配置参考規模区分については、工事等発注計画に記して変更する場合があります
◆新規案件については、件名等変更する場合があります
◆次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続きに基づき契約しない場合があります

標準配置参考規模区分 (管理技術者、担当技術者)
A : 1~3
B : 4~6
C : 7~

既契約: [] 新規、継続(諸経費別): [] 次年度 [] 次々年度

No.	発注種別名	発注者	業務名	業務場所	履行期間	業務概要	発注区分	標準配置参考規模区分								2023年度以降継続契約の予定		
								2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度		2026年度	
1	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋小橋地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
2	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋西地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A										○
3	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋東地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A							○
4	苫小牧(管)	北海道支社	苫小牧管理事務所管内 施工管理業務	北海道苫小牧市	約12ヶ月	苫小牧管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
5	苫小牧(管)	北海道支社	苫小牧管理事務所 遊具施工管理業務	北海道苫小牧市	約12ヶ月	苫小牧管理事務所管内の追加の事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
6	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
7	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 遊具施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
8	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 遊具施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
9	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 宮城工事区画内 遊具施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 宮城工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	○
10	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 仙台工事区画内 遊具施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 仙台工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
11	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 仙台工事区画内 遊具施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 仙台工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	○
12	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 遊具施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	B	B	B	B	B	A	○	
13	山形(工)	東北支社	東北中央自動車道 西尾高工区画内 遊具施工管理業務	山形県山形市	約12ヶ月	山形工事事務所 西尾高工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	B	B	A	A	A	A	A	A	○	
14	山形(工)	東北支社	東北中央自動車道 東工区画内 遊具施工管理業務	山形県山形市	約12ヶ月	山形工事事務所 東工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	A								○	
15	いわて(工)	東北支社	いわて工事事務所 いわて工事区画内 遊具施工管理業務	福島県いわて市	約12ヶ月	いわて工事事務所 いわて工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	B	B	B	B	B	A	○	
16	いわて(工)	東北支社	いわて工事事務所 中工区画内 遊具施工管理業務	福島県いわて市	約12ヶ月	いわて工事事務所 中工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	A	A	○	
17	いわて(工)	東北支社	いわて工事事務所 南工区画内 遊具施工管理業務	福島県いわて市	約12ヶ月	いわて工事事務所 南工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	C	C	C	B	B	B	B	A	○	
18	いわて(工)	東北支社	いわて工事事務所 北工区画内 遊具施工管理業務	福島県いわて市	約12ヶ月	いわて工事事務所 北工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	A	○	
19	いわて(工)	東北支社	いわて工事事務所 遊具施工管理業務	福島県いわて市	約12ヶ月	いわて工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	
20	青森(管)	東北支社	東北自動車道 青森管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	青森県青森市	約12ヶ月	青森管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	
21	十和田(管)	東北支社	東北自動車道 十和田管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	秋田県十和田市	約12ヶ月	十和田管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	C	C	C	C	C	C	C	C	○	
22	十和田(管)	東北支社	平成30年度 十和田管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	秋田県十和田市	約12ヶ月	【設計・施工管理】+十和田管理事務所管内の特定更新等事業に関する土木施工管理業務	新規				A	A	A	B	B	B	○	
23	盛岡(管)	東北支社	東北自動車道 盛岡管理事務所管内施工管理業務	岩手県盛岡市	約12ヶ月	盛岡管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)				A	A	A	B	B	B	○	
24	北(管)	東北支社	東北自動車道 北上管内施工管理業務	岩手県北上市	約12ヶ月	北上管理事務所管内のスマートインターチェンジ事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	

平成31年1月7日 公表資料抜粋

施工管理業務に関する取組みについて



(5) 管理員単価、諸経費率の改訂等

(平成30年3月～)

① 管理員単価の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省における、公共工事設計労務単価及び設計業務委託費等技術者単価の見直しに準じて、毎年管理員単価の見直しを実施(5年間で約2割の増)
② 諸経費率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 国交省の発注者支援業務積算基準の業務内容、施工管理業務の業務実態を踏まえ、その他原価率(α)を30%⇒35%に引上げ
③ 継続随契の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工管理業務の継続契約の対象業務に、『当初契約から起算し概ね10年を限度』を明記し、事業計画の立案を支援 ● 管理技術者について、業務の継続性等に配慮したうえで、同等程度の業務実施上の能力を有する者へ継続契約時に交代できることを明記(平成30年6月～)



(6) 効率的な事業執行の推進

(平成31年1月～)

<p>① 夜間立会に要する費用の計上方法の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間立会について、回数による検測を改め、直接人件費の管理業務費に含めた計上に変更 ● 夜間立会の回数増減に伴う契約変更が不要となることで、契約事務を効率化 ● 業務実施体制に、特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上
<p>② 書面交付の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 請負契約(工事、調査等)の書面交付の効率化を施工管理業務においても適用 ● 業務打合簿、業務指示簿について、手交から電子メールによる交付へ変更することにより、受発注者間双方の生産性の向上に努める



《参考》①夜間立会に要する費用の計上方法の変更 イメージ

➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式に夜間立会の実施計画を追記

平成31年1月～

《業務実施体制》(様式2-1)

特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

(夜間立会の実施計画)

格 (共通仕様書別紙-1 の区分)	予定数量
例) 管理員 I	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 II	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 III	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 IV	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回

[注意事項] 共通仕様書別紙-1 の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	
夜間立会	回	●	

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	



業務打合簿、業務指示簿について、手交から電子メールによる交付へ変更することにより、受発注者間双方の生産性の向上に努める

平成31年1月～

《共通仕様書》
(改訂案)

(25) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物を行い、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。また、「業務打合簿」及び「業務指示簿」の伝達に電子メールを使用する場合も上記と同様の取扱いとする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

様式第1-5-1号

業務打合簿

(業務名)

平成 年 月 日 業務打合簿を受領しました。	東日本高速道路株式会社 監督員	印	東日本高速道路株式会社 主任補助監督員	印
(内容)				
平成 年 月 日 業務打合簿を受領しました。	(株)〇〇〇〇 管理技術者		印	

(注1) 2部作成し、発注者及び受注者各1部を保管する電子メールによる伝達とする。

(注2) 電子メールの場合、受領者は受領欄に押印したうえで、発注者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

(注3) 内容欄には、下記事項毎に整理して記載すること

発注者側：指示、請求、通知、協議、回答、承諾

受注者側：請求、報告、申出、質問、協議、提出

(注4) 打合簿作成者側の受領表示は取消し線で削除すること。